医療・介護における自己負担引き上げの中止を求める意見書（案）

安部内閣は、昨年策定の「骨太の方針」に基づき、毎年増え続ける社会保障費の自然増分を半減させ、その増加額を５千億円に抑える政策を実行している。

厚生労働省は１１月２５日、社会保障審議会・介護保険部会で、収入の多い一部の高齢者に限ってサービス利用時の負担割合を３割とするほか、高額サービス費の上限額を見直し、一般的な課税世帯の上限額を７，２００円引き上げ、高所得層と同じ４万４，４００円にする案を示した。これにより約２００億円が抑制できるとしている。

一方、１１月３０日には同省により社会保障審議会・医療保険部会に医療保険制度の見直し案が示され、７０歳以上で住民税が課税される年収約３７０万円未満の「一般所得者」の負担上限を引き上げるほか、後期高齢者医療制度の保険料の特例軽減の廃止など､高収入高齢者以外にも負担を重くする方針を固めている。その抑制効果は７００億円超と見積もられている。

しかしながら、課税世帯だからとはいえ、暮らしに余裕があるとは限らない。介護保険と医療保険の二重の自己負担増によって、生活そのものが成り立たないため、サービス利用や受診を控え、結果的に機能低下や健康悪化につながるとすれば､「制度あって保険無し」となりかねない。

政府においては、削減と負担増を前提とした議論ではなく、前回の介護保険改正で２割負担となった人の生活影響調査をもとに、その結果を検証した上で結論を出すなど、慎重できめ細かい議論がなされるべきであると考える。

政府に対し、拙速で強引な議論による医療・介護をはじめとした社会保障分野の改悪強行を中止し、制度の理念に沿った見直しを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年〇月〇日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣あて